

議案第14号

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例制定について

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月29日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

本年3月末日をもって失効期日が到来する医師確保対策就業支度金貸与制度については、地域医療体制を維持強化するため当該失効期日を延長し、及び支度金の額を増額してその実効性を担保するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例の一部を改正する条例

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例（平成24年朝来市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「嘱託職員及び臨時職員並びに」を「会計年度任用職員及び」に改める。

第3条第2項中「600万円」を「900万円」に改める。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例第3条第2項の規定は、前項ただし書の規定による施行の日以後に貸与の申請があった支度金の額について適用し、同日前に申請のあった支度金の額については、なお従前の例による。

議案第14号資料

朝来市医師確保対策就業支度金貸与条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(貸与対象者)</p> <p>第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに病院の常勤の医師（<u>嘱託職員及び臨時職員並びに兵庫県から派遣された者を除く。</u>）として勤務する者であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸与の期間及び額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 支度金の額は、<u>600万円</u>を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例に基づき貸与を決定した者にとっては、この条例の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>	<p>(貸与対象者)</p> <p>第2条 支度金の貸与を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新たに病院の常勤の医師（<u>会計年度任用職員及び兵庫県から派遣された者を除く。</u>）として勤務する者であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(貸与の期間及び額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 支度金の額は、<u>900万円</u>を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例に基づき貸与を決定した者にとっては、この条例の規定は、同日後も、なおその効力を有する。</p>